

# 中世期イングランド法思想における法形成メカニズム

## —「法の支配」の理念的前提として—

松原幸恵

The Legislative Mechanism in Medieval English Legal Thought  
—As the Philosophical Precondition of “Rule of Law”—

Yukie MATSUBARA

(Received September 28, 2007)

### 1 はじめに

「法の支配」(rule of law)は、今日のイギリス憲法を形成する基本原理であるのみならず、日本国憲法にも多大な影響を及ぼしている。この原理を実定法学的に説明しようとする、時(時代)と場所(国)の状況に応じてさまざまに規定されることになるが、その核心は、「被統治者のみならず統治者も、法(狭義の法律に限定されない)に従うべきであり、人による恣意的な支配は許されない」ということにある。

本稿では、そうした恣意的な権力行使の抑制の観点から、「法の支配」原理の理念的前提となる、中世期イングランドにおける制限王権論について考察しようとするものである。

なお、その際の研究方法として、本稿では、中世期のイングランドにおいて公刊された法書の幾つかを取り上げ、それらの法思想において示された法形成メカニズムについて検討してみたい。具体的な対象文献として、グランヴィル(12世紀)、ブラクトン(13世紀)、フォーテスキュー(15世紀)のテキスト分析を中心に、それらの比較検討を行いたい。

### 2 グランヴィルとブラクトンにおける国王(君主)の権威<sup>1</sup>

#### (1) グランヴィル

第一に採りあげたいのが、12世紀の代表的な権威的典籍<sup>2</sup>として知られる『グランヴィル』である<sup>3</sup>。その「序文」(Prologue)の中の一節を引用してみよう。

- (A) ところで、イングランドの法は、成文法でないとは言え、これらを法と称することは不合理であるとは思われない。なぜなら、これ自体法であるからである。「君主を喜ばせるものは法の力を有する」(quod principi placet, legis habet vigorem)のである。すなわち、それら(の法)とは、不確かなことについて、長官たちの助言や、(それに)同意する君主の権威によって、評議会において決定することによって、公布されたものであることが知られている。

(Leges autem Anglicanas licet non scriptas leges appellaro non uideatur absurdum, cum hoc ipsum lex sit ‘quod principi placet, legis habet vigorem,’ eas scilicet quas super dubiis in concilio diffiniendis, procerum quidem

consilio et principis accedente auctoritate, constat esse promulgatas.)  
[Glanvill, Prologue]<sup>4</sup>

まず、ここで、上記引用(A)の前半にある“quod principi placet, legis habet vigorem” (筆者訳では、「君主を喜ばせるものは法の力を有する」) という句について少し言及しておきたい。この句は、ローマ古典法学者ウルピアヌス (Domitius Ulpianus, 170–228年頃) の法格言から引用されたものであるが、古典期のローマ法の集大成である『市民法大全』(Corpus Iuris Civilis)<sup>5</sup>—その中の『学説彙纂』(Digesta)<sup>6</sup>と『法学提要』(Institutiones)<sup>7</sup>—にとどまらず、中世期イングランドの法書でもたびたび採りあげられている (本稿で後述するブラクトンやフォーテスキューにもその引用がある)。専ら絶対王政を擁護する格言のようにも見えるが、ソールズベリーのジョン (John of Salisbury, 1115/1120–1180年) も指摘しているように<sup>8</sup>、この句には多様な解釈の余地があるとされる。そして、この格言がそれぞれの法書の中でどのように引用されているかという問題は、イングランド法へのローマ法の影響力の度合いをはかる上でも大きな論点となりうる<sup>9</sup>。さらに、王権論の観点からすれば、このローマ法格言がどのような文脈で使われるか、つまり、絶対王政の論拠として使われるのか、それとも、王権に何らかの制限をかける役割を果たしているかで、大きく意味も違ってこよう。

以上のことを踏まえた上で、『グランヴィル』における法形成メカニズムについてさらに具体的に見てみると、上記引用(A)の後半部分がそれに該当する。そこで、イングランドにおける法形成にあたり、どのような諸要件が必要と見なされているかについてまとめると、次のようになる。

- A – i) 長官たちの助言
- A – ii) A – i) に同意する君主の権威
- A – iii) 評議会の決定

## (2) ブラクトン

次に、上記引用(A)に示された法形成メカニズムの問題に関連する記述が、中世期イングランドを代表する13世紀の法律家ブラクトン (Henry de Bracton<sup>10</sup>, 1216? –1268年) の主著『イングランドの法と慣習について』(De Legibus et Consuetudinibus Angliae)<sup>11</sup>にも見られるので、検討してみたい。

- (B) ほとんどすべての国で法と成文法 (leges et ius scriptum) が用いられているが、イングランドのみがその領域内で不文法と慣習を (iure non scripto et consuetudine) 用いている。そこでは確かに、法 (ius) は、書かれたものからではなく、慣例が容認しているものに由来する。しかし、イングランドの法を (leges Anglicanas)、不文であっても、法と呼ぶことは不合理ではないであろう。なぜなら、有力者たち (諸侯) の助言や同意、及び国の一般的誓約、(それらに) 先行する国王ないし君主の権威、によって、正しく確定され、認められたものは、どんなものでも法の力を (legis vigorem) 有するであろうからである。

(Cum autem fere in omnibus regionibus utatur legibus et iure scripto, sola Anglia usa est in suis finibus iure non scripto et consuetudine. In ea

quidem ex non scripto ius venit quod usus comprobavit. Sed non erit absurdum leges Anglicanas licet non scriptas leges appellare, cum legis vigorem habeat quidquid de consilio et consensu magnatum et rei publicae communi sponsione, auctoritate regis sive principis praecedente, iuste fuerit definitum et approbatum) [*Bracton*, f<sup>12</sup>. 1]<sup>13</sup>

上記引用(B)の特に後半は、法 (lex) が形成される過程において、どのような要件が必要であるかを述べた部分と思われる。すなわち、そこでブラクトンが提示した諸要件とは、次のようなものである。

- B - i) 有力諸侯の助言と同意 (consilium et consensus magnatum)
- B - ii) 国王の一般的誓約 (rei publicae sponsio)
- B - iii) 国王ないし君主の権威 (auctoritas regis sive principis praecedente)<sup>14</sup>

### (3) 両者の検討

上記引用(A)と(B)とを比較しながら、国王 (ないし君主) の権威について見てみると、特に注意したいのは、B - iii) の “auctoritate regis sive principis praecedente” (筆者訳では、「(それに) 先行する国王ないし君主の権威によって」) の解釈についてである。これに関して、ブラクトンの主著 (『イングランドの法と慣習について』) の全英語訳をなしたソーンは、語句中の “praecedente” を解釈するに際し、上記(A)で引用した『グランヴィル』の「序文」との共通性に着目する。しかし、『グランヴィル』の上記引用(A)の中で、B - iii) に対応していると思われる箇所で使用されている語は、(A)と(B)とで若干異なっている ((A)と(B)それぞれの下線部に注目)。

ブラクトンのこの点につき、ソーンは、上記引用部分 (A) の『グランヴィル』における “accedente” も、同(B)のブラクトンにおける “praecedente” も、その着想は同じであるとして、ブラクトンの “auctoritate regis sive principis praecedente” の部分を、「それに初めてつけ加えられた、国王ないし君主の権威」(the authority of the king or prince having first been added thereto) と訳している<sup>15</sup>。しかし、このような解釈をするのは、“praecedente” の語義自体が「先行する、先んじる、(に) 勝る」というものであって、「つけ加わる」という意味がないこと等から考えて、文法上問題をはらんでいるように思われる<sup>16</sup>。

そのうえで、この解釈が文脈上どのような意味を持っているかについて見てみると、前述した法の形成過程における諸要件相互の関係、とりわけ「国王ないし君主の権威」の位置づけが問題となる。『グランヴィル』の “accedente” にしろ、ブラクトンの “praecedente” にしろ、ソーンのように「つけ加えられた」と訳すと、「国王 (ないし君主) の権威」は、法形成過程における他の要件に比べて二次的なものとして位置づけられるということである。

この点について、具体的に『グランヴィル』の引用部分で見ると、法形成にあたり、「長官たちの助言」が基本にあって、その次に「君主の権威」が「つけ加わる」という図式になる。また、ブラクトンにおいて、“auctoritate regis sive principis praecedente” の部分を「それに初めてつけ加えられた、国王ないし君主の権威」と訳すると、「国王 (ないし君主) の権威」は、「諸侯の助言と同意」や、「国の一般的誓約」に「つけ加わった」ものと解釈される。

それでは、ソーンのような訳し方をしないとどうなるであろうか。引用(A)の『グランヴィール』の本稿訳では、“accedente”は「同意する」と訳されている<sup>17</sup>。この場合、「長官たちの助言」に君主が「同意」し、それらがあいまって評議会での決定に至るという図式となり、「君主の権威」が「長官たちの助言」への単なる「つけたし」にはならないものの、基本構造において、それほど劇的変化があるようには思われない。しかし、ブラクトンにおいて、本稿訳(B)のように「(それに) 先行する国王ないし君主の権威によって」と訳した場合、優先順位は決定的に異なってくる。つまり、はじめに「国王(ないし君主)の権威」があって、他の要件がそれに続くものと位置づけられることになるのである<sup>18</sup>。

したがって、引用部分(A)(B)に関して、本稿訳の見方に立てば、『グランヴィール』とブラクトンとは、「国王ないし君主の権威」の位置づけについて、若干の温度差が感じられる。すなわち、ブラクトンの方が法形成における要件としてこれをより意識しているということではないだろうか。

#### (4) ブラクトンにおける制限王権論と一般的同意

(3)で検討した問題は、ブラクトンにおける王権の位置づけに関する重要な問題を内包していると思われる。そこで、本項においては、ブラクトンの別の記述をもとに、彼の王権論について検討してみたい。

- (C) 実際これらのイングランドの法と慣習は、国王の権威によって、時には命令し、時には禁止し、時には違反者を処罰する。それらは、用いる人々の同意によって認められ、国王の宣誓によって確認されてきたので、それらが公布されるに際し助言や同意を与えたところの人々全ての一般的同意(communis sensensus)なしに、それらが改められたり破棄されたりすることはできないだろう。

(Huiusmodi vero leges Anglicanae et consuetudines regum auctoritate iubent quandogue, quandoque vetant, quandoque vindocant et puniunt transgressores. Quae quidem, cum fuerint approbatae consensu utentium et sacramento regum confirmatae, mutari non poterunt nec destrui sine communi consensu eorum omium quorum consilio et consensu fuerint promulgatae.) [Bracton, f. 1b]

上記引用部分(C)は、ブラクトンのテキストの中で、「法は命令し、そして禁止する」(Leges iubent et vetant)と題される段落から抜粋したものである。この引用部分(C)では、法が、命令したり、禁止したり、罰したりするのは、「国王の権威によって」(regum auctoritate)なされるとされている。しかし、前述したように、法形成において国王の権威は、非常に重要な要件であるとしても、唯一の要件ではない<sup>19</sup>。ここでも、そうした法が公に知らしめられるのは、人々の「助言や同意」によって(consilio et consensu)であると述べられていることに注目しておきたい。

ブラクトンの王権論の根幹には制限王権論があると考えられる。この点について考えるにあたり、重要なファクターとなるのが、王権を分離・限定するものとしての役割をはたした教権の存在である<sup>20</sup>。この場合の教権の担い手は、ローマ教皇を頂点に置くローマ・カトリック教会であり、ブラクトンの時代においては、実際の勢力として、王権に対抗しうるほど強力なも

のであった。一方、後の議会 (Parliament) に相当するような機関は、ブラクトンの時代においては、ようやくその萌芽が見えてきたという段階にあり、現実には未だ王権と対峙しうるほどの力のあるものでもなかった<sup>21</sup>。しかし、これまで紹介して来たブラクトンのテキストにおいて、その担い手が「諸侯」といった限られた範囲に制約されているとは言え、法の形成過程に、人々の「一般的同意」(communis consensus, common assent) がその要件として盛り込まれていることは、当該テキストが後世に与えた影響力の大きさを鑑みても、重要な意義があったと評価できよう。

### 3 フォーテスキューにおける同意の担保

15世紀ともなると、ブラクトンの時代とは異なり、教会権力が衰退し、代わりに、王権に対抗する存在として、議会権力が台頭し始めてくる。そのような時代に活躍したのが、ヘンリー六世治世期(1422-1461年)の法律家にして裁判官でもあったフォーテスキュー (John Fortescue, 1385?-1479?年)である。

フォーテスキューにはいくつもの著作があるが、代表的なものとしては、次のものがある。

- 1) 『イングランド法の礼賛について』 (*De Laudibus Legum Angliae*) (ラテン語) [1470年頃]
- 2) 『自然法の本質について』 (*De Natura Legis Naturae*) (ラテン語) [1461-1463年] (原題『自然法の本質及び諸々の王国の継承に関するその最高の判定基準についての小論』 *Opusuculum de Natura Legis Nature et de eius censura in successione regnorum suprema*)<sup>22</sup>
- 3) 『イングランドの統治』 (*The Governance of England*) (英語) (原題『王権による統治と政治権力による統治について—絶対君主制と制限君主制との相違、もしくはイングランドの統治』 *De Domino Regale et Politico; The Differnece between an Absolute and Limited Monarchy; The Governance of England*)<sup>23</sup>

本稿では、上記の中でも彼の主著とされる1)をもとに、立法過程における要件について検討を進めてゆきたい<sup>24</sup>。

- (D) イングランドの国王は、彼の王国の法を恣意的に変えることはできません。なぜなら、最上位にある彼自身はその人民を、王権によって (regali) のみならず、政治権力によって (politico) 支配しているからです。もし、国王自身が王権のみによって人民に優位しているのであれば、国王は人民に諮ることなくその王国の法を変更し、また、タリッジ (特別賦課税) 及びその他の負担を人民に課することができるでしょう。市民法 (ローマ法) は、「君主を喜ばせるものは法の力を有する」と述べて、このような支配を示しております。しかしながら、政治権力によってその人民を支配する国王は、これとは極めて異なった権力を有しております。なぜなら、この国王自身は臣民の同意なしに法を変えることも、未知の賦課金に反対する支配下の人民にこれを負担させることもできないでしょうから。(略) 聖トマス (・アキナス) は、キプロス王のために書いた『君主の統治について』 (*De Regimine*

*Principum*) という書物の中で、国王がその人民を専制的に支配することが自由にできないように王国が設立されることを望んだと考えられますが、これは、国王の権力が政治権力による法によって制約されている場合にのみ生じることです。<sup>26</sup>

(…… non potest rex Anglie ad libitum suum leges mutare regni sui, principatu namque nedum regali, sed et politico ipse suo populo dominatur. / Si regali tantum ipse preeset eis, leges regni sui mutare ille posset, tallagia quoque et cetera onera eis imponere ipsis inconsultis, quale dominium denotant leges civiles cum dicant *Quod principi placuit legis habet vigorem*. Sed longe aliter potest rex politice imperans genti sue, quia nec leges ipse sine subditorum assensu mutare poterit, nec subiectum populum renitentem onerare impositionibus peregrinis, quare populus eius libere fruitur bonis suis legibus quas cupit regulatus, nec per regem suum aut quemvis alium depilatur. ……sanctus Thomas in libro quem regi Cipri scripsit, De Regimine Principum, optare censetur regnum sic institui ut rex non libere valeat populum suum tyrannide gubernare, quod solum fit dum potestas regia lege politica cohibetur.) [*De Laudibus Legum Angliae*, f. 6r.]

上記引用部分(D)は、「政治権力によって支配している国王は、その王国の法を変更することができない」(Rex politice dominans non potest mutare leges regni sui) と表題のついた第9章からの抜粋である。この章において、フォーテスキューは、トマス・アキナスを引用しながら、神法・自然法とイングランド法との関係、ローマ法との対抗的図式を示すことで、法による制限君主制について述べている<sup>27</sup>。フォーテスキュー自身は、君主制を否定しないが、ここで注目したいのは、イングランドの国制を、王権のみの支配体制でなく、それに政治権力を加えたもの(混合政体)として見ているということである。さらに言うと、この「政治権力」の存在を、フォーテスキューは、むしろ非常に重要視しているように思われる。それでは、この「政治権力」とは具体的に何を指しているのか、次に別のテキストを見てみよう。

- (E) 実際、それら(イングランド人の制定法)は、王権単独で支配されている王国における法とは違って、君主の意思のみから発しているわけではありません。/ (略) イングランドの制定法は、君主の意思によるだけでなく、全王国の同意をも得て制定されます。(略) イングランドの制定法は、一人ないしは100人にすぎない通曉者の英知によって作られるのではなく、(略) 300人を超える選ばれた人々の英知によって作られるのです。(略) (イングランドの制定法の変更は、) その制定法が最初にできた時と同様、この王国の庶民と貴族の同意なしにはなされないのです。

(Nec enim emanant illa a principis solum voluntate ut legis in regnis que tantum regaliter gubernantur, ……./ ……Anglia statuta ……nedum principis voluntate sed et tocius regni assensu ipsa conduntur, …… Prudencia eciam et sapiencia necessario ipsa esse referta putandum est, dum non unius aut centum solum consultorum virorum prudencia, sed plusquam trecentorum electorum hominum, ……ipsa edita sunt, …… et non sine communitatis et procerum regni illius assensu, quail ipsa primitus emanarunt.) [*De*

*Laudibus Legum Angliae*, f. 9r.-9v.]

上記引用部分(E)は、「ここでは、(大法官が、) イングランドにおいては制定法がいかに慎重に作り出されるかを示す (Hic ostendit quail gravitati statuta eduntur in Anglia)」と表題のついた第18章からの抜粋であるが、ここで言う「選ばれた人々」が、議会、より厳密には庶民院を指しており<sup>28</sup>、これが彼の言う「政治権力」に当たると考えられる。

上記引用(D)(E)を通じて注目したいのは、「同意」及びその担い手についてである。この段階では、ブラクトンの時代と異なり、同意の担い手の範囲は王国の人民全体へと飛躍的に拡大している。そうして、現実においても、人民全体の一般的同意は、議会制度を通じ、具体的な事柄について(フォーテスキューによれば、法の改変であったり、新規の税金についてであったりする。)、実現されることになってゆくのである。但し、近代と比べると、議会自体の権能は、未だ不明確なものにとどまっており、国王権力を完全に封じ込めるまでには至っていなかった。そうした時代背景のもとでフォーテスキューを解釈する場合、彼の制限王権論にも一定の限界があったと言えよう<sup>29</sup>。

#### 4 むすびにかえて

イギリス憲法における基本原理である「法の支配」と「国会主権」が確立するのは、近代に入ってからとされ、その点では、特に二つの革命が行われた17世紀は、エポックメイキングの意義を有している。しかし、そこにいたるまでの準備期間において、そのための十分な前提条件がそろっていなければ、その達成もあやうい。そうした意味で、本稿が対象とした中世期に展開した法思想は重要な意義を有していると思われる。

#### 注

1. 本節の議論については、拙稿「中世期イングランドにおける国王の支配契約—ブラクトンにおける『国王の権威』と『国王の宣誓』について—(1) (2・完)」((1)『工学院大学研究論叢』第40-2号、2003年2月、23-32頁；(2)『工学院大学研究論叢』第41-1号、2003年11月、59-65)頁も参照されたい。
2. 「権威的典籍」(books of authority)とは、後の裁判所において、現行法の根拠としても引用されるような高い権威を有する法書のことである。後述するブラクトンの著書も同様である。
3. ここでいう『グランヴィル』というのは通称で、正式名称は、『イングランド王国の法と慣習に関する論考』(*Tractatus de Legibus et Consuetudinibus Regni Angliae*)である。この通称が『グランヴィル』とされているのは、長年この著者が当時の最高法官(chief justiciar) グランヴィル(Ranulf de Glanvill[e], ?-1190年)であるとされてきたためであるが、その真偽は定かではなく、彼の甥であるヒューバート・ウォルタ(Hubert Walter, ?-1205年)であるという説もある。なお、『グランヴィル』が著されたのは1187年ないし1189年である。*Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie qui Glanvilla vocatur, The Treatise on the Laws and Customs of the Realm of England Commonly Called Glanvill*, Edited with introduction, notes and translation, by G. D. G. Hall, With a Guide to Furter Reading, by M. T. Clanchy, N. Y.: Oxford University Press, 1993 [Reprint. Nelson. 1965]. 本稿ではこれを、

- Glanvill* と略記する。なお、この日本語訳として、松村勝二郎訳『中世イングランド王国の法と慣習』（明石書店、1993年）参照。
4. *Glanvill*, p. 2. 日本語訳として、松村・前掲訳書22頁参照。但し、括弧と下線表記は筆者による（以後の引用文においても同様）。なお、ここで、本稿におけるラテン語表記について言及しておきたい、ラテン語においては、“I” と “J”、“V” と “U” がしばしば混在するが、本稿では、引用の場合には出典の表記法にならい、それ以外では、“I” と “J” については原則として “I” で統一し、“V” と “U” については適宜使い分けることとする。
  5. *Corpus Iuris Civilis* は、一般には『ローマ法大全』、又は、この法典編纂を命じた東ローマ皇帝ユスティニアヌス一世（Justinianus I, 在位527–565年）の名にちなんだ『ユスティニアヌス法典』という名称で知られているが、本稿においては、ラテン語の原義にできるだけ固着したいので、『市民法大全』という名称を使用する。なお、*Corpus Iuris Civilis* という名称自体は、1583年にゴトフレドウス（Dionysius Gothofredus, 1549–1622年）によって刊行されたものの表題に由来する。ユスティニアヌス一世の命令による立法事業自体は、a) 古典期の学説を採録した『学説彙纂』（*Digesta*）、b) 法学生の教科書ともいべき性格を有する『法学提要』（*Instituiones*）、c) 勅法を年代順に収録した、新旧の『勅法彙纂』、の公布（順に530年、533年、529/544年）という形で終了していたが、ゴトフレドウスは、d) 上記諸法典の公布後、ユスティニアヌス一世の死去までに個々に発布された、150余りの単行勅法を総括した『新勅法』（*Novellae*）、をも合わせて、『市民法大全』（*Corpus Iuris Civilis*）として刊行した。
  6. *Digesta*, I-iv-1.
  7. *Instituiones*, I-ii-6.
  8. John of Salisbury, *Policraticus*, IV, cap. 2. なお、ソールズベリのジョンのテキストとして、以下の文献を参照した。Ioannis Saresberiensis, *Policraticus*, Edidit K. S. B. Keats-Rohan, Brepols, 1993, p. 235.
  9. イングランド法に対するローマ法への影響力という点に関連して、後述するブラクトンにおけるローマ法の影響力の度合いが盛んに取りざたされた、19世紀後半から20世紀初頭にかけての、いわゆる「ブラクトン問題」が特筆される。ローマ法の影響力についてブラクトンが特に注目されたのは、彼の生きた時期が、まさにイングランドにおけるコモン・ローの生成期に相当していたことが考えられる。但し、そこでの議論の焦点は、必ずしも王権論にあるというものではなかった点に注意したい。
  10. 「ブラクトン」の呼称について言及しておきたい。文献によっては、「ブラットン」（Bratton）とされているものもあり、彼の本名としてどの表記が正しいのかについては評価の分かれるところだが、本稿においては、一般的に通用している「ブラクトン」（Bracton）という呼称を使用する。
  11. 本稿では、ブラクトンのテキストとして、ウッドバイン編集のラテン語テキストにソーンが英文対訳をつけた次のテキストを使用する。Bracton: *On the Laws and Customs of England* [Original Title in Latin: *De legibus et Consuetudinibus Angliae*, Edited by George E. Woodbine, Yale University Press, 4 vols., 1915, 1922, 1940, 1942], Translated, with revisions and notes, by Samuel E. Thorne, Cambridge (Mass.): The Belknap Press of Harvard University Press (in association with the Selden

- Society), Vols. I & II (1968), Vols. III & IV (1977). 本稿では、これを *Bracton* と略記する。
12. “f.” は “folio” (フォリオ) の略。これは、二つ折り版 (フォリオ版) の書籍の表裏2ページ分の紙葉のことで、当時の本のページに相当する。本稿で引用するラテン語テキストの表記においては、これを基本単位とする。
  13. *Bracton*, v. 2, p. 19.
  14. B-i)、B-ii)、B-iii) で引用したラテン語テキストが、奪格形 (consilio, consensus, communi sponsione, auctoritate) をとっているが、これは、「～によって」という意味の前置詞 “de” が奪格を支配することによる。
  15. *Bracton*, v. 2, p. 19. “accedente” の基本形である動詞 “accedo” には、本稿(A)で筆者が訳したように「同意する」という意味もあるが、他方において「つけ加わる」という意味もあることから、ソーンにおいては、『グランヴィル』の “accedente” という語自体、「つけ加えられた」という意味で解釈していると推測される。
  16. この点について詳しくは、拙稿・前掲論文(1)25頁を参照されたい。
  17. この点については、松村・前掲訳書22頁も同様である。なお、前掲『グランヴィル』の編訳者ホールによれば、この部分は、“supporting” と訳されている。*Glanvill*, p. 2.
  18. ブラクトン解釈については、拙稿・前掲論文25-26頁参照。
  19. なお、引用部分(C)では、「国王の権威」と並行して、「国王の宣誓 (によって)」(sacramento regum) という文言が使われており、「国王の権威」の前提に「国王による宣誓」があることが示唆されているが、この点について詳しくは、拙稿・前掲論文(2)を参照されたい。
  20. この議論について詳しくは、拙稿「ブラクトンにおける王権と教権—『神の下にある国王』の側面に関する一考察—」『社会科学ジャーナル』45号(2000年9月)67-91頁を参照されたい。
  21. パーラメント (Parliament) という用語は、「話し合い」を意味するラテン語 *parliamentum* とフランス語 *parlement* に由来する。その前身であるクリア・レギス (*curia regis*, King’s Court, 王会、国王評議会とも呼ばれる) から分化したものであるが、当初は立法部的要素は非常に弱く、その語源の通り、一般的政務について討論する場として出発した。ある場面ではむしろ、後の貴族院の性格が示すように、司法部的要素が強かった。近藤申一『イギリス議会政治史(上)』(敬文堂、1970年)37-40頁、中村秀勝『イギリス議会史(新版)』(有斐閣、1977年)18-20頁、参照。
  22. 現在刊行されている当該文献としては、次のものがある。Fortescue, John, *De Natura Legis Naturae*, Selected by David S. Berkowitz and Samuel E. Thorne, New York: Garland Pub., 1980.
  23. 現在刊行されている当該文献としては、次のものがある。Fortescue, John, *The Governance of England: Otherwise Called The Differenece between an Absolute and a Limited Monarchy*, Edited by Charles Plummer, London: Second Impression, 1926.
  24. 本稿では、フォーテスキューの当該テキストとして、次の文献を底本とする。Fortescue, Sir John, *De Laudibus Legum Anglie*, Edited and translated with Introduction and Notes by S. B. Chrimes, Cambridge at the University Press, 1949 [Reprint.

- 1942] .なお、この日本語訳として、北野かほる・小山貞夫・直江真一共訳「資料 ジョン・フォーテスキュー著『イングランド法の礼賛について』(邦訳) (一) - (三)」『法学』53巻4号-54巻1号 (1989、1990年)、参照。
25. 本稿引用において、「/」は改段落の意。
  26. フォーテスキューの当該テキストの日本語訳の文体が丁寧語になっているのは、本書が、フランスへ亡命したイングランド国王ヘンリー 6 世の王子エドワードに、亡命政府 (ランカスタ朝) において大法官 (Lord Chancellor) をつとめる老齢の騎士 (フォーテスキュー自身のこと) が話しかけるという形式で構成されているためである。なお、本書は、イングランド法・法制度を、亡命先のフランスのものと比較しながら賛美したもので、最初の比較法・比較制度論としても知られる。
  27. フォーテスキューにおける神法・自然法概念とスコラ哲学との密接な関係については、土井美徳『イギリス立憲政治の源流—前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」論—』(木鐸社、2006年) 59-64頁参照。
  28. Chrimes (ed.), *op. cit.*, p. 161.
  29. この点に関し、マッキルウェインとカントーロヴィチは、フォーテスキューの理論の中に、王権と政治権力との対立性よりも協同性を見出している。McIlwain, C.H., *Constitutionalism—Ancient and Modern*, N.Y.: Cornell University Press, 1947 [Revised ed. 1940], pp.88-90. Kantorowicz, Ernst H., *The King's Two Bodies—A Study in Mediaeval Political Theology*, Princeton (New Jersey): Princeton University Press, 1957, pp.224-231.